

尾張旭市
都市計画マスタープラン
部分改定

平成30年10月

尾 張 旭 市

目次

前文	1
都市構造図	2
土地利用計画図	4
景観要素図	6
緑のネットワーク図	8
将来道路網構想図	10
第4章－Ⅱ－8 中部地域の取り組み方針	12
第4章－Ⅳ－8 南部地域の取り組み方針	14

尾張旭市都市計画マスタープランの部分改定

都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、市町村が主体となって、市民の意思を反映しつつ、概ね 20 年の中長期を見据えた将来像を定める都市計画に関する基本的な方針です。

尾張旭市では、平成 8 年 3 月に「尾張旭市都市計画マスタープラン」（以下、「都市マス」という。）を策定しましたが、社会情勢の変化に的確に対応し、市民の皆さんとともに良好なまちづくりを進めることができるよう、目標年次を平成 37 年として平成 23 年 3 月に見直しを行いました。また、平成 28 年度の間年次報告では、都市マスの各種方針については方針どおり進捗していると報告されたことから、引き続き現行の方針により都市づくりを進めます。

そして、愛知県では人口減少、超高齢化社会の到来など、都市計画の環境の変化に的確に対応することを目的として、平成 30 年度中に第 6 回線引き見直しを予定しています。本市においても、第 6 回線引き見直しに合わせ、都市計画基礎調査等から現況分析を実施し、区域区分と用途地域の見直し検討を行いました。

また、現行の都市マスでは「今後の土地利用の需要や社会経済情勢の変化などによって工業用地の確保が必要と判断された場合は、見直しを行う」としており、工業用地の必要性について、検討を実施しました。

その結果、都市マスとの整合性を確認しましたが、現行の都市づくりの方針に沿ったものであり都市マスの各種方針の改定の必要はありませんが、土地利用計画図等の一部の図面は、今回の検討による変更を明示する必要があります。

そこで、都市マスの部分改定として次の図について変更を行います。

○改定図面

- ・ P. 45 図 25 : 都市構造図
- ・ P. 57 図 28 : 土地利用計画図
- ・ P. 61 図 29 : 景観要素図
- ・ P. 63 図 30 : 緑のネットワーク図
- ・ P. 69 図 32 : 将来道路網構想図
- ・ P. 93 第 4 章－Ⅱ－8 中部地域の取り組み方針
- ・ P. 117 第 4 章－Ⅳ－8 南部地域の取り組み方針

なお、今回の部分改定は、これまでの尾張旭市の土地利用方針と変わるものではありません。次ページより、今回の部分改定による各図面の変更を新旧対照形式で示します。

新

図 25 都市構造図

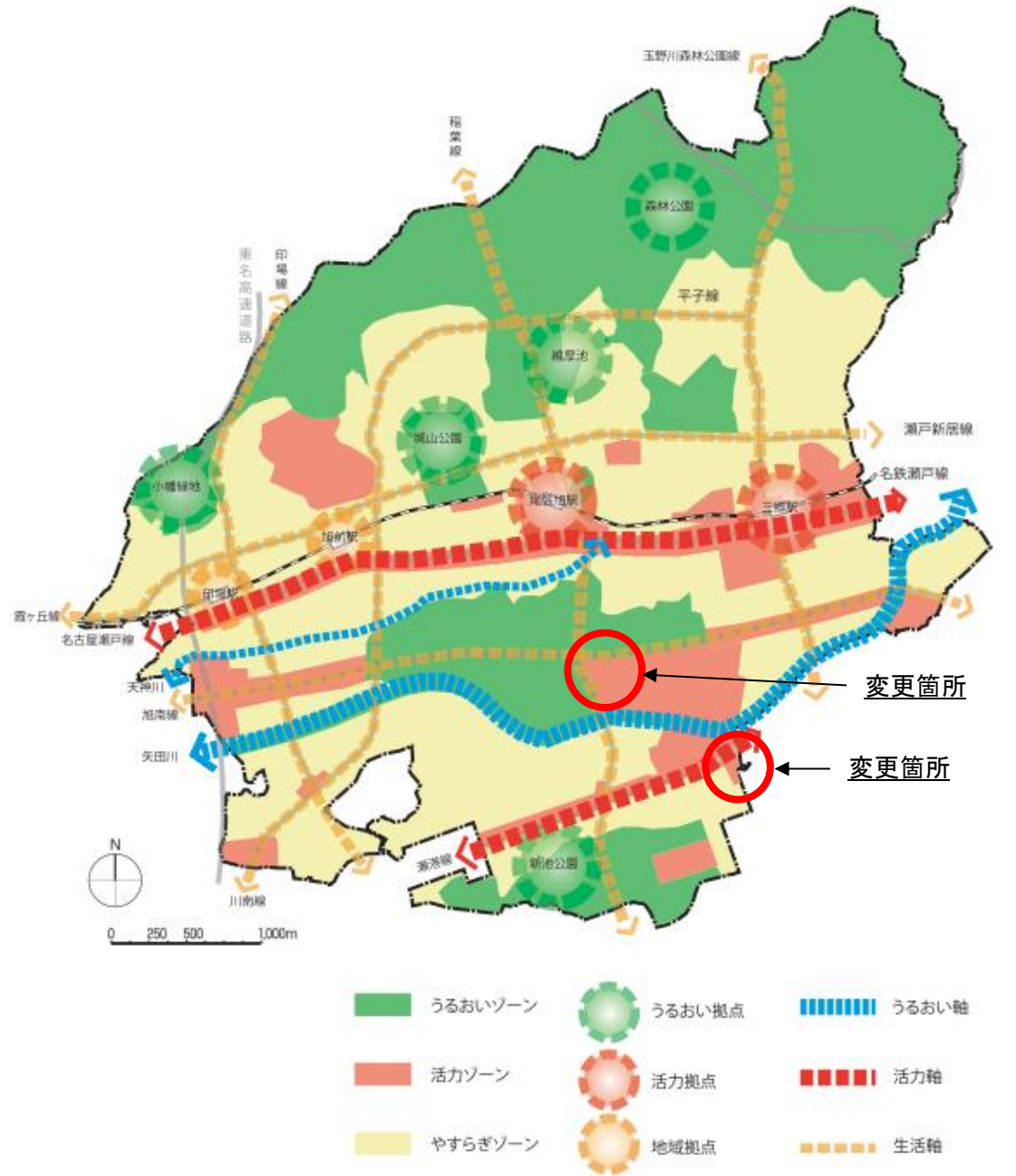


図 25 都市構造図



新

図 28 土地利用計画図

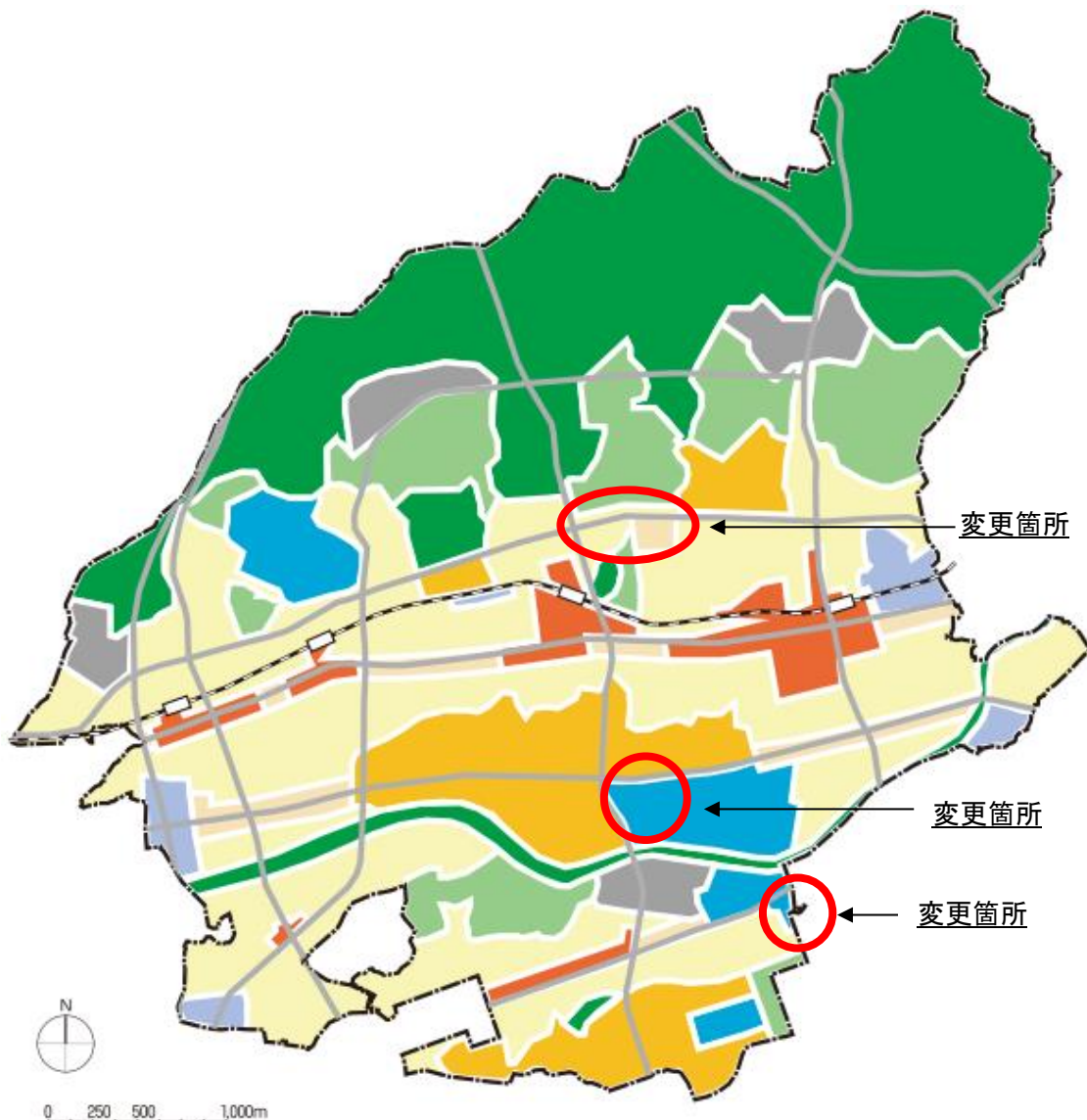


図28 土地利用計画図

- 自然環境保全・活用地区
- 農業環境保全地区
- 商業業務地区
- 沿道サービス地区
- 工業地区
- 住工複合地区
- 低層住宅地区
- 一般住宅地区
- 既存市街地地区

図 28 土地利用計画図

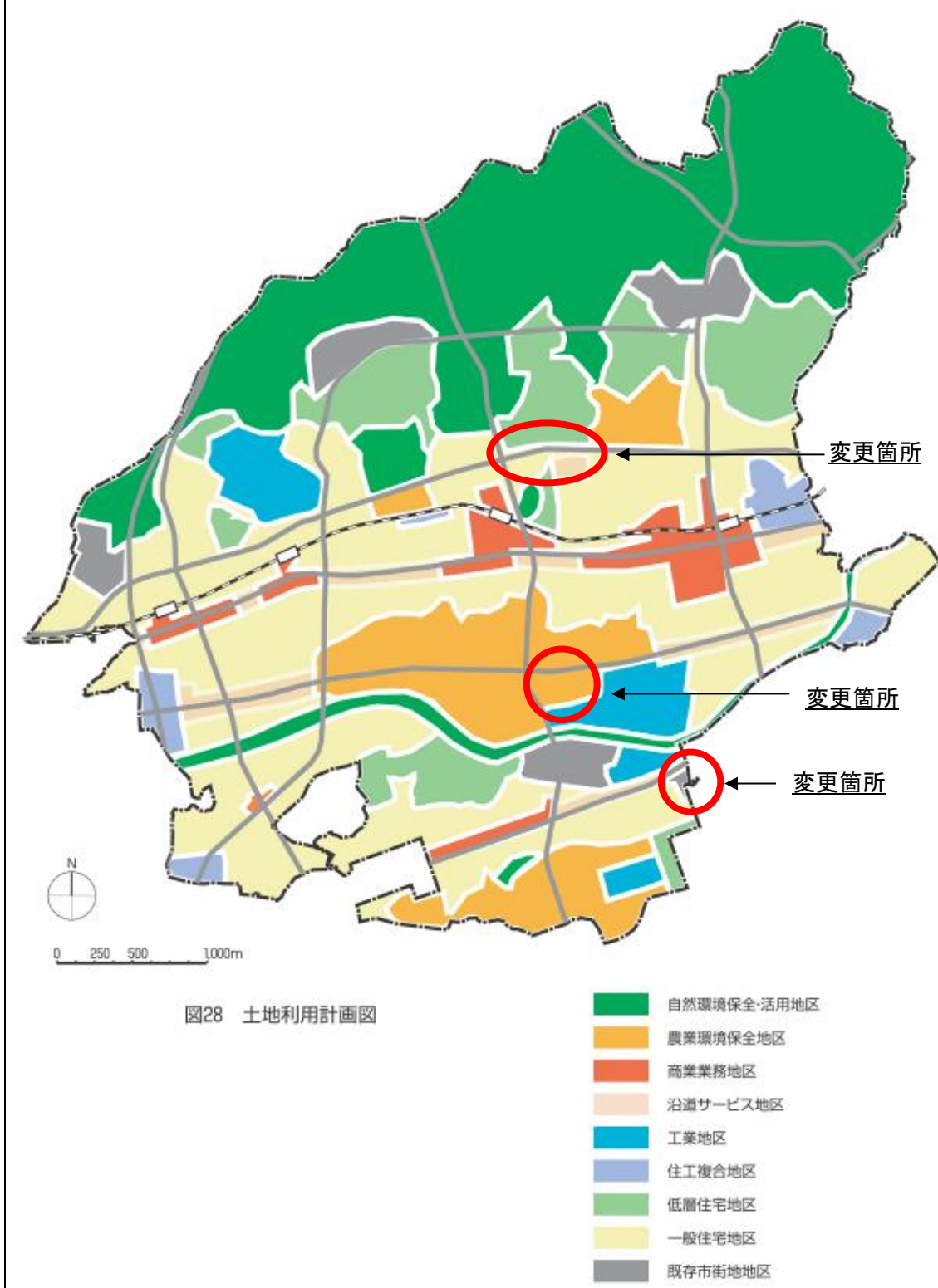


図28 土地利用計画図

新

図 29 景観要素図

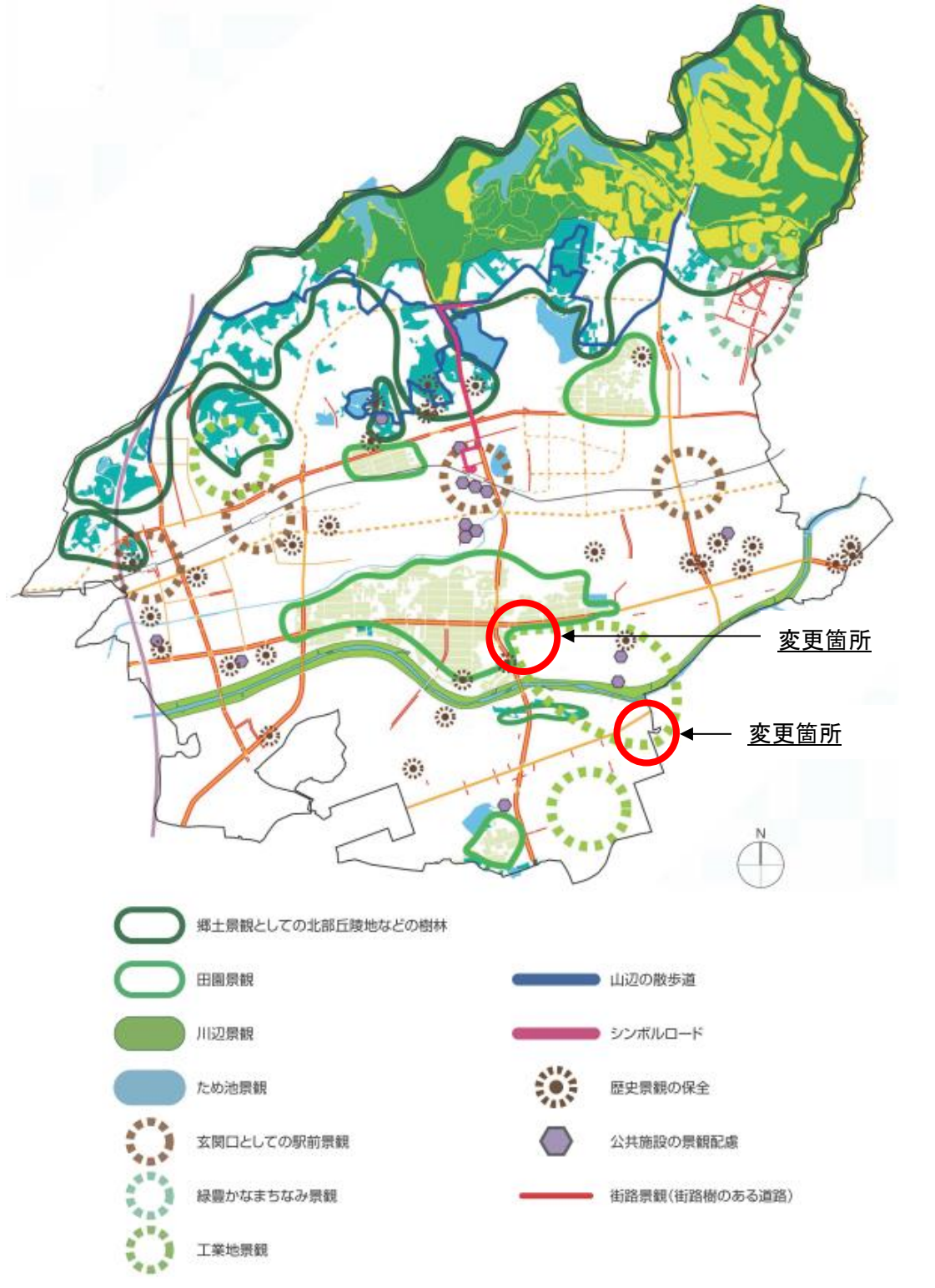
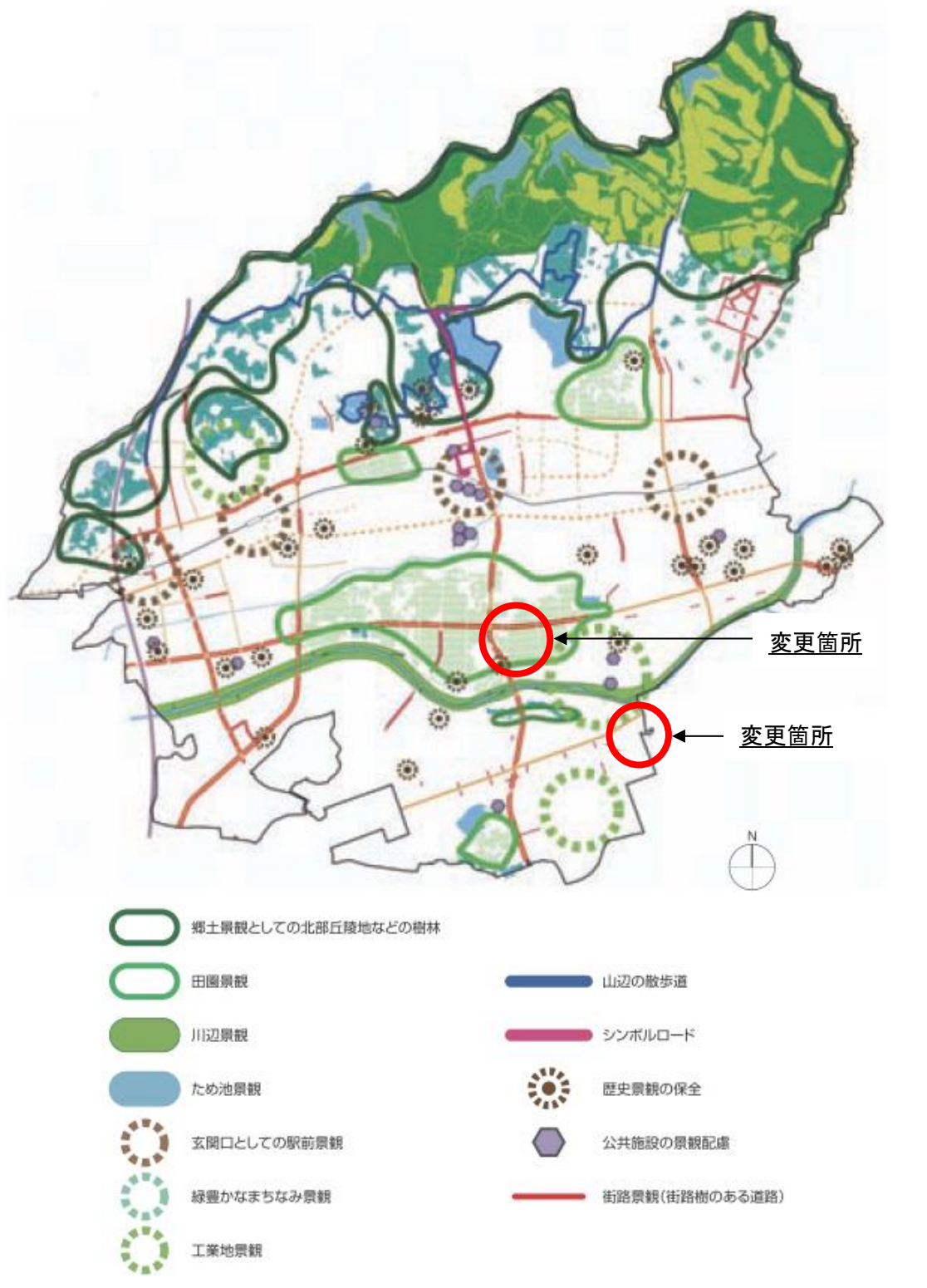


図 29 景観要素図



新

図 30 緑のネットワーク図

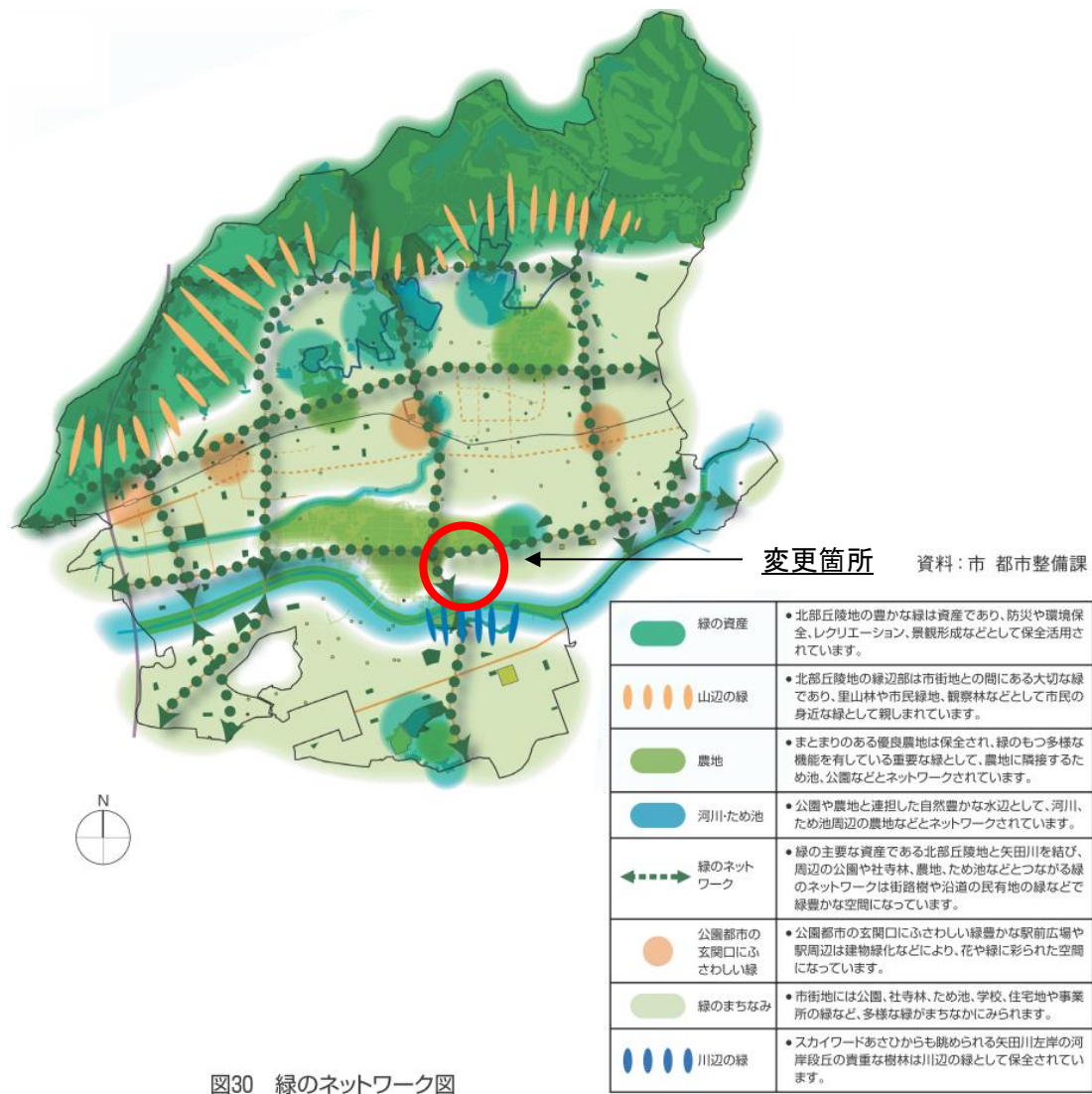


図30 緑のネットワーク図

図 30 緑のネットワーク図

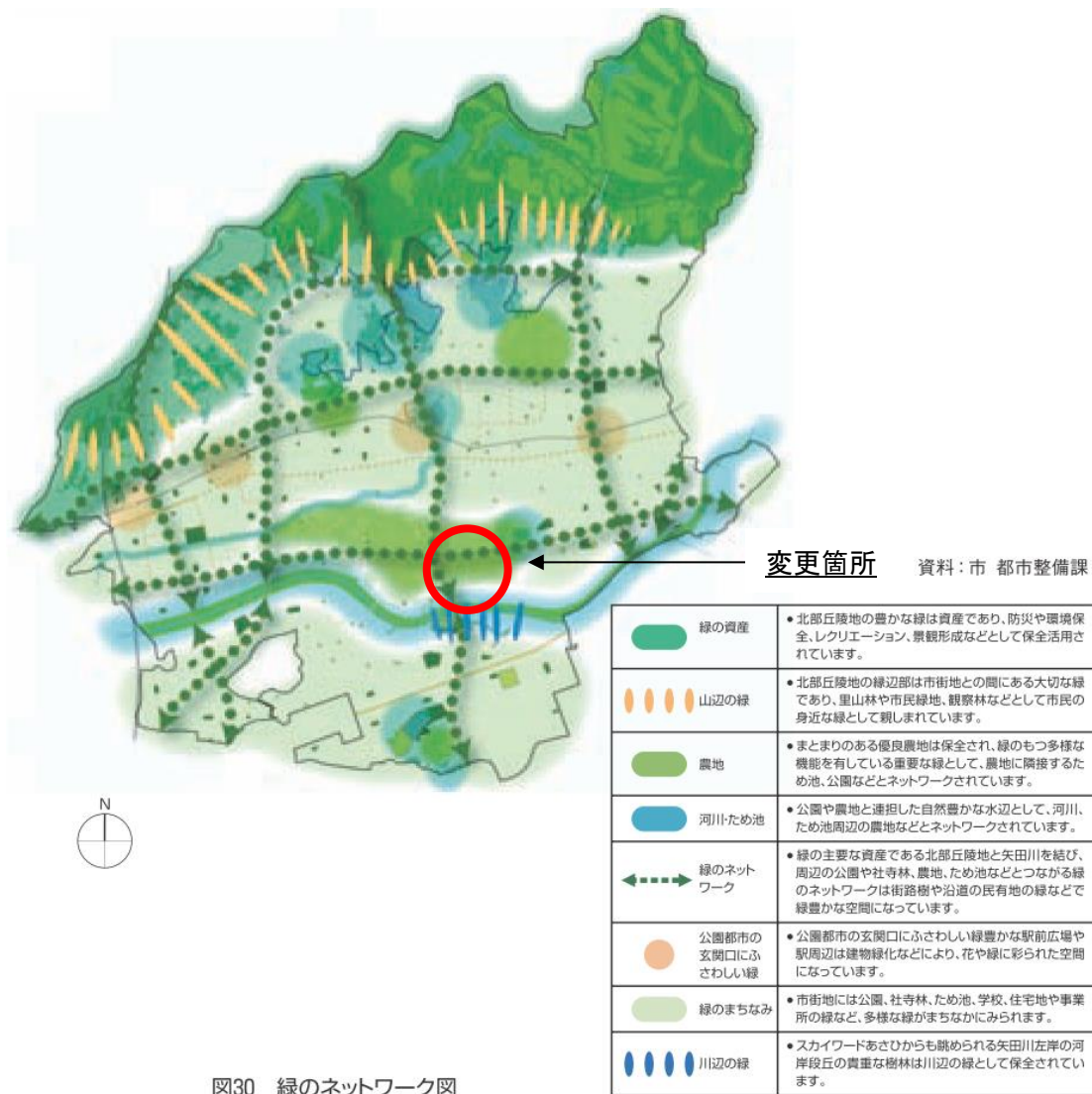


図30 緑のネットワーク図

新

図 32 将来道路網構想図

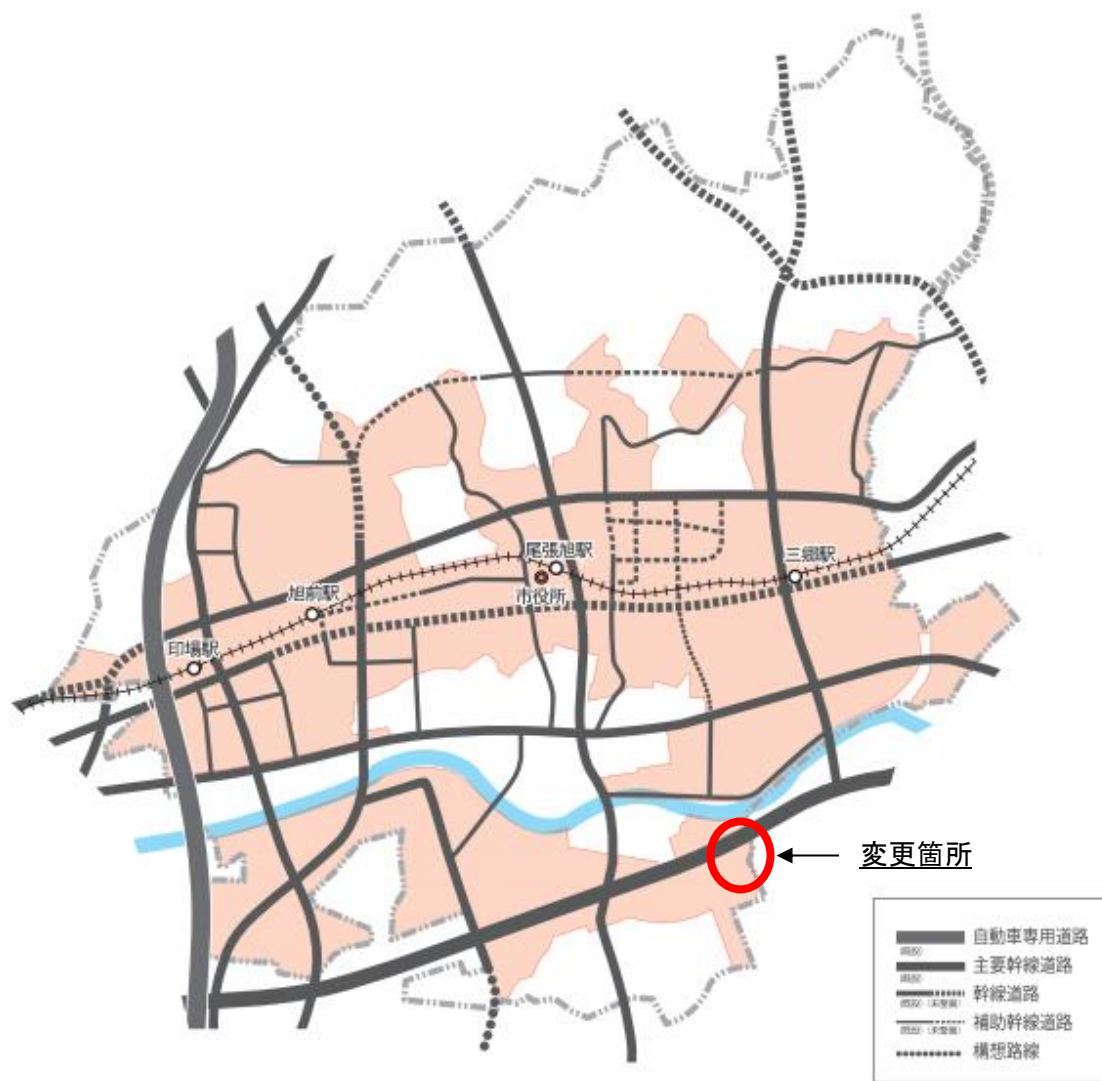
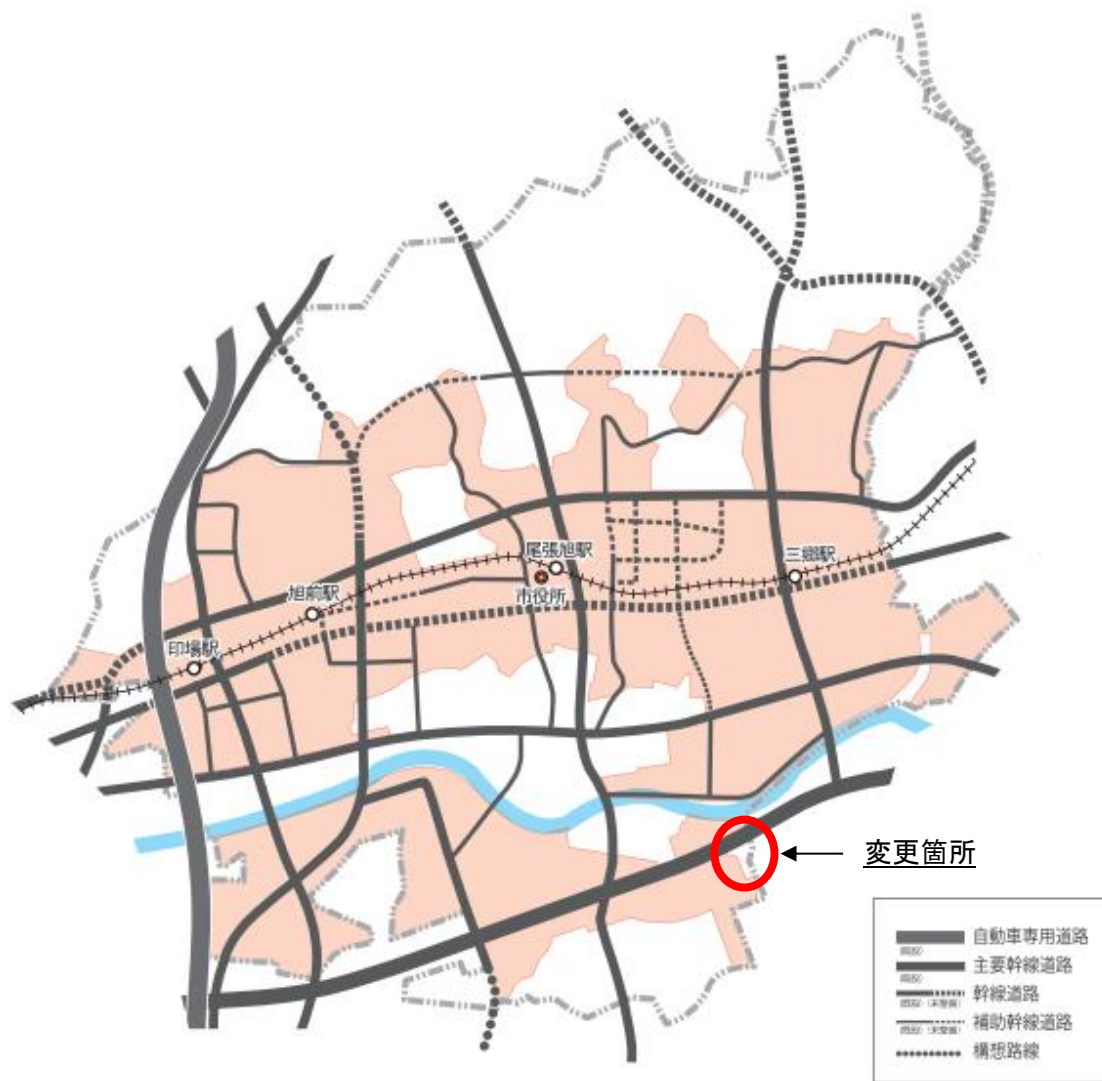
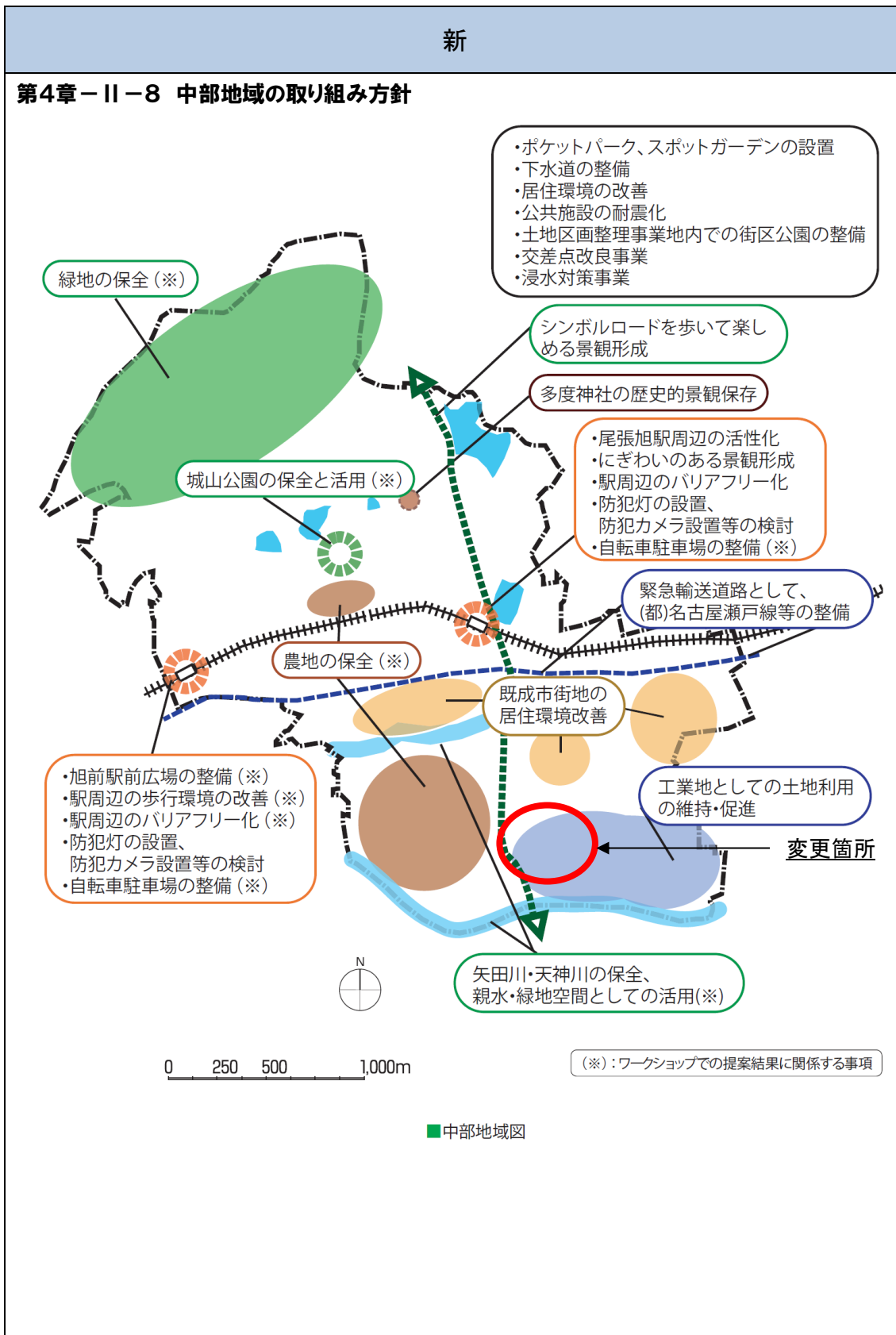
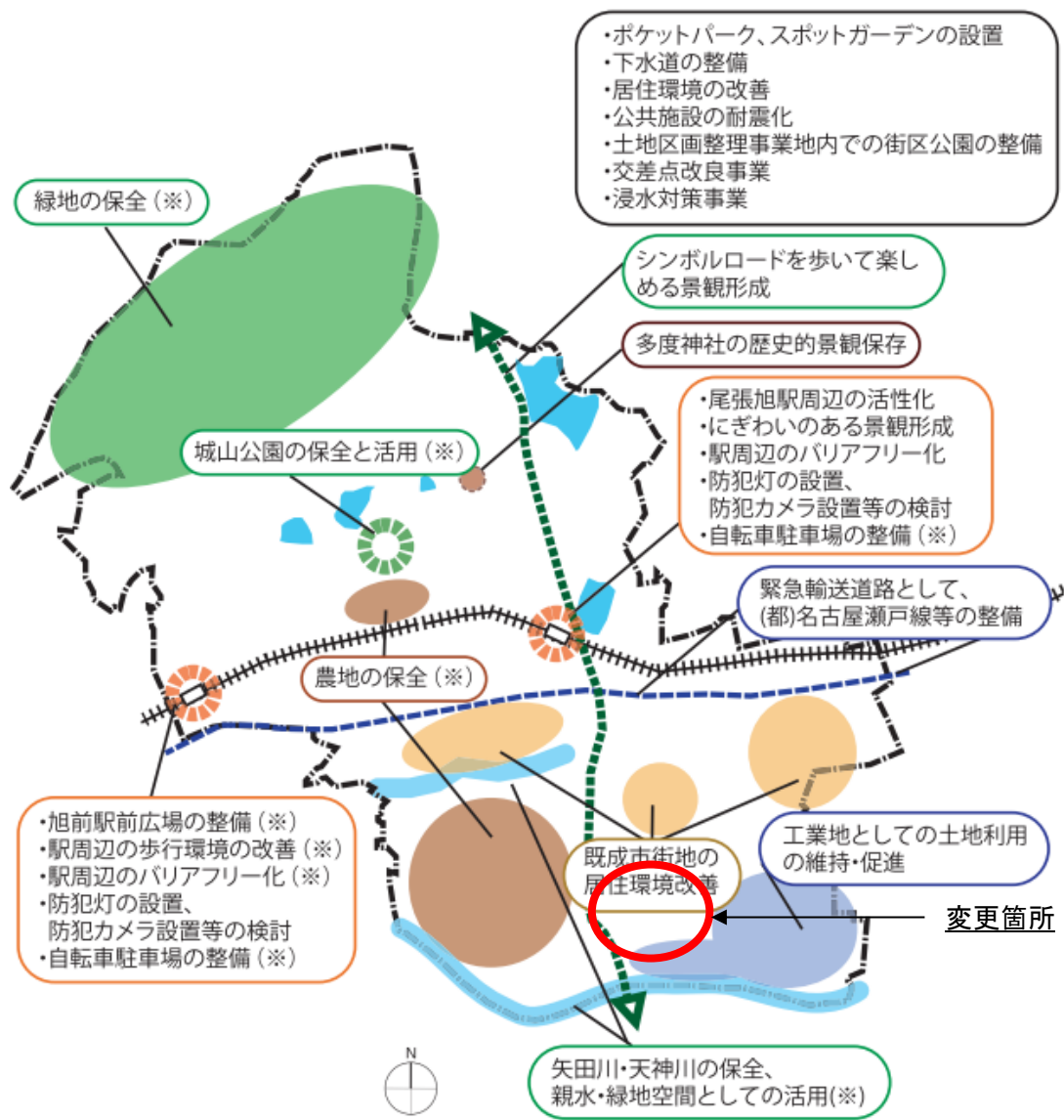


图 32 将来道路網構想図



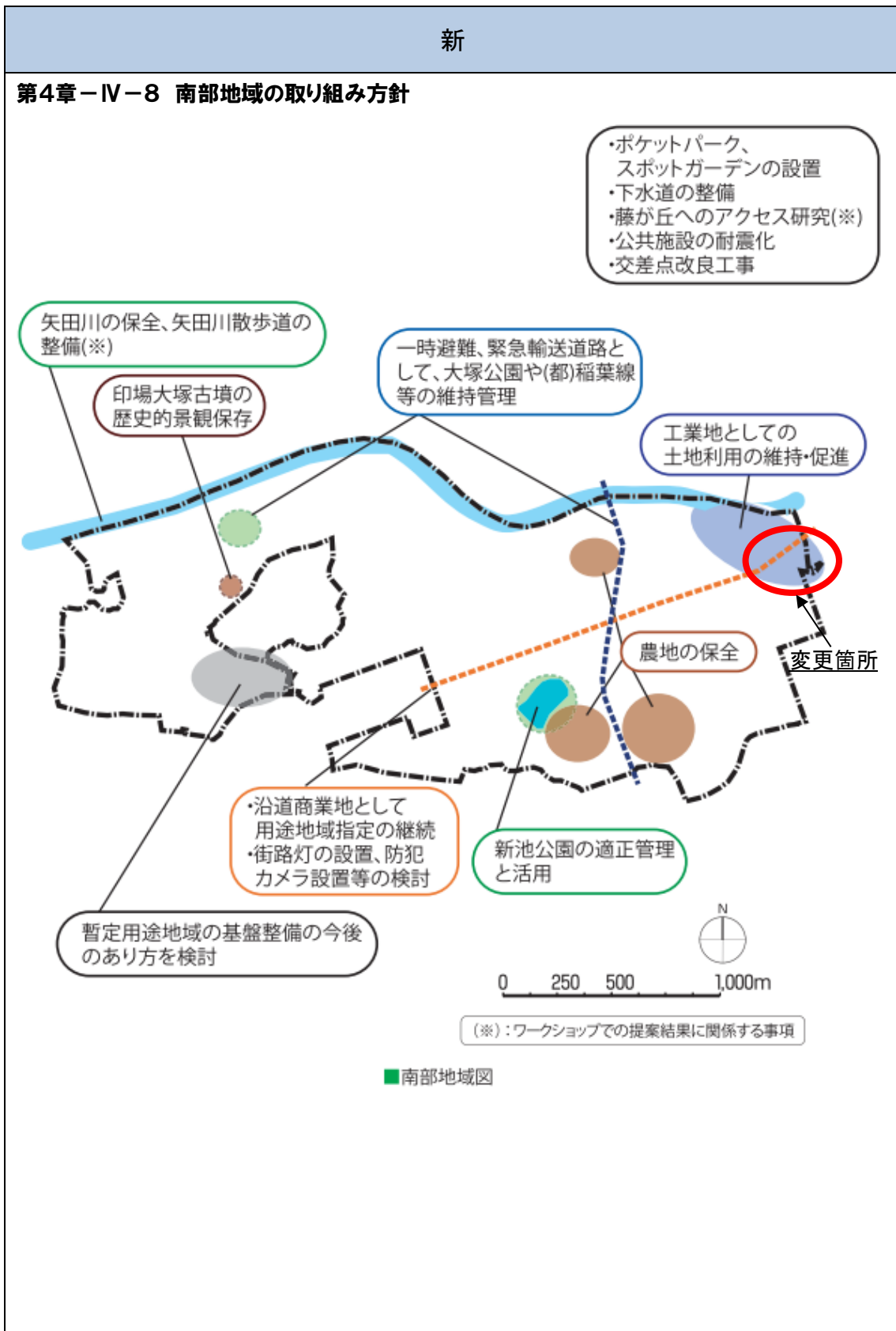


第4章－II－8 中部地域の取り組み方針



(※)：ワークショップでの提案結果に関する事項

■中部地域図



第4章-IV-8 南部地域の取り組み方針

